

# 青森市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

## 1 子ども・子育て支援新制度と青森市子ども・子育て支援事業計画

### 子ども・子育て支援新制度

#### 国の現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善  
・待機児童の解消  
・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援の新たな仕組みの創設（H27～）

#### 新制度の主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

#### <市が取り組むこと>

- ◎市町村子ども・子育て支援事業計画の策定  
国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を策定  
（※本市では、H27.3月に「青森市子ども・子育て支援事業計画」を策定）
- ◎地方版子ども・子育て会議の設置  
事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割を期待  
（※本市では、H25.6月に「青森市子ども・子育て会議」を設置）

### 青森市子ども・子育て支援事業計画

**位置づけ** 青森市子ども総合プラン（分野別計画）の実施計画

**計画期間** 平成27年度から平成31年度までの5年間

#### 記載事項

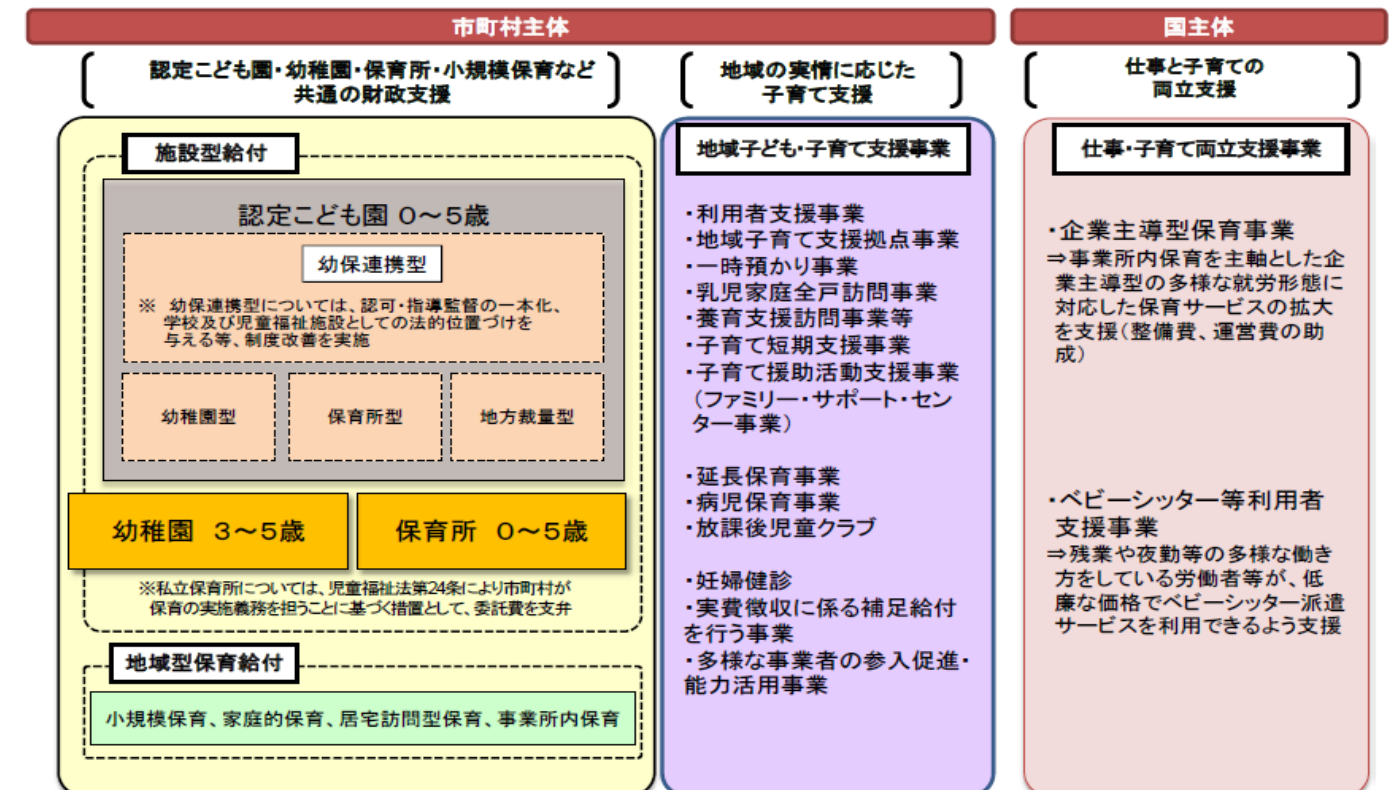
- 1 教育・保育提供区域の設定  
[東部]、[西部・北部]、[南部・中部]、[浪岡]の4区域
- 2 教育・保育提供区域ごとの各年度の教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

★国の基本指針に基づき、計画の中間年（平成29年度）において見直し

国が示した「中間年の見直しに係る作業の手引き」に則り、平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとした国の方針を踏まえた「教育・保育の量の見込み」等を再推計し、計画を補正

#### <<参考>>

#### 子ども・子育て支援新制度の概要



## 2 中間年の見直しに係る推計等(概要)

### (1)本市の現状

#### ポイント

- 就学前児童数 … 出生率は横ばいだが、女性人口(15~49歳)の減少に伴い、2~3%程度の減少傾向
- 教育・保育需要 … 0歳~3歳において、1~2%程度の増加傾向
- 待機児童数 … 国の調査定義ではゼロだが、自宅近く等の特定施設を希望し他の施設に入所しない保留児童が存在  
(国定義) 0人(H29.4月1日時点) 年度末(H29.3月) 21人 年度最大(H28.11月) 85人  
(全件) 64人(H29.4月1日時点) 年度末(H29.3月) 192人 年度最大(H29.3月) 192人
- 利用定員 … 幼稚園の認定こども園への移行や保育所の施設整備支援などにより保育部分(2号・3号認定)は増加一方、幼稚園部分(1号認定)は過大だった定員が見直され減少
- 入所児童 … 利用定員の弾力化(基準を遵守しながら定員を超えて入所させる措置)により、120%以内で入所

#### ※認定区分

- 1号認定 教育標準時間認定・満3歳以上  
⇒ 認定こども園、幼稚園
- 2号認定 保育認定・満3歳以上  
⇒ 認定こども園、保育所
- 3号認定 保育認定・満3歳未満  
⇒ 認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育など)

### (2)児童数の推計

#### ポイント

出生率は横ばいであるものの、女性人口の減少に伴い出生数は減少しており、平成38年度には、約3,200人、27%の児童が減少する見込み。

- 女性人口 H28 56,956人 ⇒ H38 41,982人 (▲14,974人)
- 出生数 H28 1,894人 ⇒ H38 1,309人 (▲ 585人)
- 0~5歳児 H29 11,861人 ⇒ H38 8,637人 (▲ 3,224人)
- 6~11歳児 H29 13,624人 ⇒ H38 10,774人 (▲ 2,850人)

年齢	実績値					推計値						
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
15-49歳女性人口(9月末)	57,928	56,956	55,420	53,929	52,468	51,055	49,572	48,134	46,455	44,852	43,386	41,982
出生数	2,011	1,894	1,821	1,752	1,685	1,621	1,559	1,497	1,447	1,396	1,351	1,309
出生率	0.037	0.036	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037
0-5計	12,541	12,265	11,861	11,507	11,201	10,861	10,473	10,023	9,674	9,311	8,962	8,637
6-11計	14,221	13,866	13,624	13,438	13,057	12,661	12,377	12,171	11,762	11,410	11,109	10,774
計	26,762	26,131	25,485	24,945	24,258	23,522	22,850	22,194	21,436	20,721	20,071	19,411

### (3)教育・保育の量の見込みの推計

#### ポイント

国の女性就業率80%の目標を考慮してもなお、総量としては充足する見込みであるが、認定区分ごとには不足(偏在)。

年齢	認定区分	実績値												推計値(女性就業率考慮後)							
		H27				H28				H29				H30				H31			
		児童数	号別人数	合計人数	号別割合	合計割合	児童数	号別人数	合計人数	号別割合	合計割合	児童数	号別人数	合計人数	号別割合	合計割合	児童数	号別人数	合計人数	号別割合	合計割合
量の 見込み	1号	12,541	2,307	8,907	71.0%	12,265	2,156	8,857	72.2%	11,861	1,994	8,685	73.2%	11,507	1,842	8,754	76.1%	11,201	1,746	8,791	78.5%
	2号		3,870				3,874				3,864				3,856				3,930		
	3号(0歳)		481				513				485				531				570		
	3号(1・2歳)		2,249				2,314				2,342				2,525				2,545		
利用 定員	1号	12,541	3,683	10,050	80.1%	12,265	3,308	9,925	80.9%	11,861	2,591	9,454	79.7%	11,507	2,591	9,454	82.2%	11,201	2,591	9,454	84.4%
	2号		3,627				3,688				3,810				3,810						
	3号(0歳)		725				783				841				841						
	3号(1・2歳)		2,015				2,146				2,212				2,212						
かい離 [見込 対 定員]	1号	12,541	1,376	1,143	9.1%	12,265	1,152	1,068	8.7%	11,861	597	769	6.5%	11,507	749	700	6.1%	11,201	845	663	5.9%
	2号		▲243				▲186				▲54				▲46						
	3号(0歳)		244				270				356				310						
	3号(1・2歳)		▲234				▲168				▲130				▲313						

(4) 今後の確保方策

中間年の見直しの結果、国の女性就業率80%の目標を考慮してもなお市全域の教育・保育の総量としては充足する見込み。  
しかし、認定区分や提供区域ごとでは、不足する区分や区域があることから、区域ごとにきめ細やかな確保方策を定めることとする。

ア. 基本的な考え方

原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、

- ◆ 幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定こどもの受入れ
- ◆ 施設整備等による既存施設の利用定員の増
- ◆ 利用定員の設定の適正化

により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとする。

また、空白地域等(※別添「保育所・幼稚園等位置図(H29.4.1現在)」参照。)について、必要に応じて施設の移転、分園等により解消を図る。

イ. 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定 認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限(浪岡区域以外の区域)

2号認定 原則、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を容認

3号認定(0歳) 原則、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を容認するとともに、1・2歳児への定員の割り振り変更を要請

3号認定(1・2歳) 施設に対し利用定員の増加及び定員弾力化による受入れを要請

ウ. 地域型保育事業による確保の考え方

教育・保育施設での利用定員の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保する。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計

平成28年度の事業の点検及び評価において、計画における量の見込みが実績とかい離していた次の事業について推計した。

(単位:人)

事業	実績値		推計値			
	H27	H28	H29	H30	H31	
放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	(低学年)	1,876	1,976	2,088	2,053	2,006
	(高学年)	239	385	430	426	414
乳児家庭全戸訪問事業	1,597	1,599	1,573	1,543	1,485	
養育支援訪問事業	299	337	326	316	308	
地域子育て支援拠点事業	5,601	5,787	5,799	5,799	5,799	
一時預かり事業(在園児対象型)	89,871	84,882	79,114	73,259	69,688	
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	一時預かり	18,078	14,857	16,580	13,331	12,217
	子育て援助活動支援	1,237	1,054	953	802	723
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])	病児保育	784	736	1,024	998	972
	子育て援助活動支援	128	113	127	125	122



### 3 計画の見直し(概要)

現 行

#### <教育・保育(全域)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定(子どもが満3歳以上の専業主婦家庭等で、幼稚園等での教育を希望する場合) (人)					
①量の見込み	2,303	2,238	2,207	2,195	2,196
②確保方策 (特定教育・保育施設)	2,303	2,238	2,207	2,195	2,196
②-①	0	0	0	0	0
2号認定(子どもが満3歳以上の共働き家庭等で、保育所等での保育を希望する場合) (人)					
①量の見込み	3,916	3,810	3,751	3,740	3,743
②確保方策 (特定教育・保育施設)	3,781	3,841	3,751	3,740	3,743
②-①	▲ 135	31	0	0	0
3号認定(0歳)(共働き家庭等で、保育所等での保育を希望する場合) (人)					
①量の見込み	1,012	993	979	962	940
②確保方策 (特定教育・保育施設)	739	793	971	954	932
(特定地域型保育事業)	8	8	8	8	8
②-①	▲ 265	▲ 192	0	0	0
3号認定(1・2歳)(共働き家庭等で、保育所等での保育を希望する場合) (人)					
①量の見込み	2,485	2,510	2,463	2,425	2,385
②確保方策 (特定教育・保育施設)	2,106	2,137	2,432	2,394	2,354
(特定地域型保育事業)	31	31	31	31	31
②-①	▲ 348	▲ 342	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

1号認定については、現在の体制で量の見込みに対応した提供体制が確保できるものと考えています。

2号認定・3号認定については、

- ・保育所に対する利用定員の増
- ・認定こども園に対する利用定員の増
- ・幼稚園に対する認定こども園への移行
- ・認可外保育施設に対する新制度への移行(3号認定のみ)

による受入れを要請し、国が目標としている平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。

<参考> 実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
上段:入所者数(4月1日時点)	2,350	2,162	2,024
下段:利用定員数(4月1日時点)	3,683	3,308	2,591
	1,333	1,146	567
	3,871	3,887	3,847
	3,627	3,688	3,810
	▲ 244	▲ 199	▲ 37
	456	505	487
	725	780	838
	0	3	3
	269	278	354
	2,235	2,289	2,340
	2,015	2,130	2,196
	0	16	16
	▲ 220	▲ 143	▲ 128

見直し後

#### <教育・保育(全域)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定(子どもが満3歳以上の専業主婦家庭等で、幼稚園等での教育を希望する場合) (人)					
①量の見込み	2,303	2,238	2,207	1,842	1,746
②確保方策 (特定教育・保育施設)	2,303	2,238	2,207	1,842	1,746
②-①	0	0	0	0	0
2号認定(子どもが満3歳以上の共働き家庭等で、保育所等での保育を希望する場合) (人)					
①量の見込み	3,916	3,810	3,751	3,856	3,930
②確保方策 (特定教育・保育施設)	3,781	3,841	3,751	3,810	3,930
②-①	▲ 135	31	0	▲ 46	0
3号認定(0歳)(共働き家庭等で、保育所等での保育を希望する場合) (人)					
①量の見込み	1,012	993	979	531	570
②確保方策 (特定教育・保育施設)	739	793	971	528	548
(特定地域型保育事業)	8	8	8	3	22
②-①	▲ 265	▲ 192	0	0	0
3号認定(1・2歳)(共働き家庭等で、保育所等での保育を希望する場合) (人)					
①量の見込み	2,485	2,510	2,463	2,525	2,545
②確保方策 (特定教育・保育施設)	2,106	2,137	2,432	2,196	2,475
(特定地域型保育事業)	31	31	31	16	70
②-①	▲ 348	▲ 342	0	▲ 313	0

#### 【中間年の見直しに伴う平成30年度及び平成31年度の確保方策の考え方】

中間年の見直しの結果、国の女性就業率80%の目標を考慮してもなお市全域の教育・保育の総量としては充足する見込みです。しかし、認定区分や提供区域ごとでは、不足する区分や区域があることから、区域ごとにきめ細やかな確保方策を定めることとします。

#### ア. 基本的な考え方

- 原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、
- ・幼稚園の認定こども園への移行及び2歳児の受入れ推進
- ・施設整備等による既存施設の利用定員の増
- ・利用定員設定の適正化
- により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。
- また、空白地域等について、必要に応じて施設の移転、分園等により解消を図ります。

#### イ. 教育・保育施設等の利用定員の考え方

- 1号認定 認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限(浪岡区域以外の区域)
- 2号認定 原則、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を容認
- 3号認定(0歳) 原則、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を容認するとともに、1・2歳児への定員の割り振り変更を要請
- 3号認定(1・2歳) 施設に対し利用定員の増加及び定員弾力化による受入れを要請

#### ウ. 地域型保育事業による確保の考え方

教育・保育施設での利用定員の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保します。

現 行

<地域子ども・子育て支援事業(全域)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業 (箇所)					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

**【確保方策の考え方】**  
 青森市子ども支援センターにおいて、教育・保育及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援」等を行うことで、子ども支援センターがより総合的な子育て支援を行うことが可能になります。  
 したがって、青森市子ども支援センターにおいて、この事業を実施することとします。

時間外保育事業 (人)					
①量の見込み	2,690	2,654	2,610	2,583	2,562
②確保方策	2,690	2,654	2,610	2,583	2,562
②-①	0	0	0	0	0

**【確保方策の考え方】**  
 この事業は、自園の子どもを対象とする事業であり、各園において引き続き取り組んでいただくこと等で量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

放課後児童健全育成事業(放課後児童会) (人)						
①量の見込み	(低学年)	2,196	2,143	2,092	2,052	1,994
	(高学年)	799	782	770	758	740
②確保方策	(低学年)	2,196	2,143	2,092	2,052	1,994
	(高学年)	799	782	770	758	740
②-①		0	0	0	0	0

**【確保方策の考え方】**  
 市内全小学校区に、全学年を対象として、放課後児童会を開設することを基本とします。  
 確保方策としては、小学校の余裕教室を活用して、開設場所を確保することを基本とし、確保が困難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用、または民間委託などを検討します。  
 なお、既に開設している放課後児童会で、1人当たりの面積1.65㎡を確保できない場所については、現状のサービスの維持、質の向上を図りつつ、改善を図っていきます。

子育て短期支援事業(ショートステイ) (人日)					
量の見込み	393	385	377	371	362

**【確保方策の考え方】**  
 1日の利用者数は「約1人」となっており、ショートステイの事業化の必要性はないものと考えています。

《参考》 実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置箇所数		
1	1	1
1	1	1
0	0	0

【参考:相談件数】		
319	671	—

利用者数		
2,717	2,611	—
2,717	2,611	—

【参考:実施施設数】		
分子:実施施設数 分母:対象施設数		
90/100	91/100	—

利用者数		
1,876	1,976	—
239	385	—
1,876	1,976	—
239	385	—
0	0	0

【参考】 上段:開設場所数 下段:開設小学校区数		
45	49	54
※ 35/45	※ 37/45	※ 37/45

※利用希望のあった小学校区の全てに開設

—	—	—
---	---	---

—

見直し後

<地域子ども・子育て支援事業(全域)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
変更なし					

変更なし

変更なし					
------	--	--	--	--	--

変更なし

放課後児童健全育成事業(放課後児童会) (人)						
①量の見込み	(低学年)	2,196	2,143	2,092	2,053	2,006
	(高学年)	799	782	770	426	414
②確保方策	(低学年)	2,196	2,143	2,092	2,053	2,006
	(高学年)	799	782	770	426	414
②-①		0	0	0	0	0

**【確保方策の考え方】**  
 市内全小学校区に、全学年を対象として、放課後児童会を開設することを基本とします。  
 確保方策としては、小学校の余裕教室を活用して、開設場所を確保することを基本とし、確保が困難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用、または民間委託などを検討します。  
 なお、既に開設している放課後児童会で、1人当たりの面積1.65㎡を確保できない場所については、現状のサービスの維持、質の向上を図りつつ、改善を図っていきます。

変更なし					
------	--	--	--	--	--

変更なし

現 行					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳児家庭全戸訪問事業 (人)					
量の見込み	1,475	1,447	<u>1,430</u>	<u>1,399</u>	<u>1,369</u>
確保方策	実施体制:保健師20名、委託訪問指導員13名 実施機関:青森市保健所				
【確保方策の考え方】 平成23年度から平成25年度までの3年間の平均訪問人数が量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。					
養育支援訪問事業 (人)					
量の見込み	485	485	<u>485</u>	<u>485</u>	<u>485</u>
確保方策	実施体制:保育士8名、児童虐待相談員1名、保健師1名 実施機関:青森市子ども支援センター				
【確保方策の考え方】 量の見込みは、平成23年度から平成25年度までの3年間の平均値としており、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。					
地域子育て支援拠点事業 (人回/月)					
量の見込み	6,831	6,837	<u>6,722</u>	<u>6,603</u>	<u>6,485</u>
確保方策	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
【確保方策の考え方】 本市が求める拠点施設1箇所当たりの利用者数や各地区の拠点施設の役割(各地区の教育・保育施設等の連絡・調整)を踏まえ、市内8箇所(東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地区2箇所、浪岡地区1箇所)で行い、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととします。					
一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり[預かり保育]) (人日)					
①量の見込み	116,185	112,945	<u>111,609</u>	<u>110,560</u>	<u>110,876</u>
②確保方策	116,185	112,945	<u>111,609</u>	<u>110,560</u>	<u>110,876</u>
②-①	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 各地区にある全ての幼稚園、認定こども園がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を各園に対して要請していくこととします。					

《参考》 実績		
平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数		
1,597	1,599	—
【参考:訪問実施率】		
80.25%	88.00%	
利用者数		
299	337	—
利用者数・開設箇所数		
5,601	5,787	—
8箇所	8箇所	8箇所
利用者数		
89,871	84,882	—
89,871	84,882	—
0	0	0
【参考:実施施設数】 分子:実施施設数 分母:対象施設数		
37/41	47/47	—

見直し後					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳児家庭全戸訪問事業 (人)					
量の見込み	1,475	1,447	<u>1,573</u>	<u>1,543</u>	<u>1,485</u>
確保方策	実施体制:保健師20名、委託訪問指導員13名 実施機関:青森市保健所				
【確保方策の考え方】 平成23年度から平成25年度までの3年間の平均訪問人数が量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。					
養育支援訪問事業 (人)					
量の見込み	485	485	<u>326</u>	<u>316</u>	<u>308</u>
確保方策	実施体制:保育士8名、児童虐待相談員1名、保健師1名 実施機関:青森市子ども支援センター				
【確保方策の考え方】 量の見込みは、平成23年度から平成25年度までの3年間の平均値としており、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。					
地域子育て支援拠点事業 (人回/月)					
量の見込み	6,831	6,837	<u>5,799</u>	<u>5,799</u>	<u>5,799</u>
確保方策	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
【確保方策の考え方】 本市が求める拠点施設1箇所当たりの利用者数や各地区の拠点施設の役割(各地区の教育・保育施設等の連絡・調整)を踏まえ、市内8箇所(東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地区2箇所、浪岡地区1箇所)で行い、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととします。					
一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり[預かり保育]) (人日)					
①量の見込み	116,185	112,945	<u>79,114</u>	<u>73,259</u>	<u>69,688</u>
②確保方策	116,185	112,945	<u>79,114</u>	<u>73,259</u>	<u>69,688</u>
②-①	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 各地区にある全ての幼稚園、認定こども園がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を各園に対して要請していくこととします。					



現 行					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)[病児・緊急対応強化事業を除く]、子育て短期支援事業(トワイライトステイ) (人日)					
①量の見込み	21,307	21,054	<u>20,708</u>	<u>20,475</u>	<u>20,280</u>
②確保方策	一時預かり事業	20,295	20,042	<u>19,696</u>	<u>19,463</u>
	子育て援助活動支援事業	1,012	1,012	<u>1,012</u>	<u>1,012</u>
	子育て短期支援事業				
②-①	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 全ての保育所がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を全ての保育所に対して要請していくこととします。 また、子育て援助活動支援事業によっても量の見込みの一部を確保できます。					
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]) (人日)					
①量の見込み	2,131	2,088	<u>2,049</u>	<u>2,019</u>	<u>1,977</u>
②確保方策	病児保育	1,931	1,888	<u>1,849</u>	<u>1,819</u>
	子育て援助活動支援事業	200	200	<u>200</u>	<u>200</u>
②-①	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 南部・中部地区に位置している現在の病児一時保育所に加え、平成27年度から、東部地区及び浪岡地区において、病児保育を行い、当該地区の量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。 さらには、西部・北部地区についても、平成29年度を目途に病児保育を行うこととします。 また、子育て援助活動支援事業によっても量の見込みの一部を確保できます。					
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ]) (人日)					
①量の見込み	405	405	405	405	405
②確保方策	405	405	405	405	405
②-①	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 平成23年度から平成25年度までの3年間の平均利用者数は427人であるから、これを引き続き実施することにより量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。					
妊婦に対して健康診査を実施する事業 (人)					
量の見込み	2,015	1,976	1,953	1,912	1,870
	健診回数	健診回数	健診回数	健診回数	健診回数
	(23,938回)	(23,475回)	(23,202回)	(22,715回)	(22,216回)
確保方策	実施場所: 妊婦健診を行っている医療機関等 実施体制: 県医師会との契約(公立病院は直接契約) 検査項目: 基本健診、各種検査等				
【確保方策の考え方】 平成23年度から平成25年度までの3年間の平均回数等が量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。					

《参考》 実績			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数			
	19,315	15,911	—
	18,078	14,857	—
	1,237	1,054	—
	0	0	0
【参考:一時預かり事業実施施設数】 分子:実施施設数 分母:対象施設数			
	62/100	65/100	—
利用者数			
	912	849	—
	784	736	—
	128	113	—
	0	0	0
【参考:病児保育実施箇所数】			
	4	4	4
利用者数			
	284	402	—
	284	402	—
	0	0	0
利用者数・健診回数			
	1,952	1,834	—
	(23,900回)	(22,304回)	—

見直し後					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)[病児・緊急対応強化事業を除く]、子育て短期支援事業(トワイライトステイ) (人日)					
①量の見込み	21,307	21,054	<u>17,533</u>	<u>14,132</u>	<u>12,940</u>
②確保方策	一時預かり事業	20,295	20,042	<u>16,580</u>	<u>13,331</u>
	子育て援助活動支援事業	1,012	1,012	<u>953</u>	<u>802</u>
	子育て短期支援事業				
②-①	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 全ての保育所がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を全ての保育所に対して要請していくこととします。 また、子育て援助活動支援事業によっても量の見込みの一部を確保できます。					
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]) (人日)					
①量の見込み	2,131	2,088	<u>1,152</u>	<u>1,123</u>	<u>1,094</u>
②確保方策	病児保育	1,931	1,888	<u>1,024</u>	<u>998</u>
	子育て援助活動支援事業	200	200	<u>127</u>	<u>125</u>
②-①	0	0	0	0	0
【確保方策の考え方】 南部・中部地区に位置している現在の病児一時保育所に加え、平成27年度から、東部地区及び浪岡地区において、病児保育を行い、当該地区の量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。 さらには、西部・北部地区についても、平成29年度を目途に病児保育を行うこととします。 また、子育て援助活動支援事業によっても量の見込みの一部を確保できます。					
変更なし					
変更なし					

現 行

<教育・保育の一体的提供に係る推進体制(全域)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型認定こども園 (箇所)					
目標設置数	12	12	9	<u>9</u>	<u>9</u>
目標設置総数(累計)	12	24	33	<u>42</u>	<u>51</u>

<<参考>> 実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数			
	12	7	4
	12	19	23

見直し後

<地域子ども・子育て支援事業(全域)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型認定こども園 (箇所)					
目標設置数	12	12	9	<u>8</u>	<u>12</u>
目標設置総数(累計)	12	24	33	<u>31</u>	<u>43</u>
※平成30年度及び平成31年度の数は、中間年の見直しの結果補正したものであるため、目標設置総数(累計)が一致しない。					